

令和8年度介護職員等によるたんの吸引等研修事業（第三号研修）  
公募型プロポーザル実施要領

徳島県保健福祉部障がい福祉課

1 趣旨

介護職員等によるたんの吸引等について、居宅において必要なケアをより安全に提供するべく、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成するため、令和8年度介護職員等によるたんの吸引等研修事業（第三号研修）の受託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定することとします。

2 業務概要

(1) 名称

令和8年度介護職員等によるたんの吸引等研修事業（第三号研修）

(2) 委託料上限額

3,400千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、徳島県議会令和8年2月定例会においてこの事業に係る予算が成立しなかった場合、企画提案募集は無効とする。

(3) 業務内容

別紙「令和8年度介護職員等によるたんの吸引等研修事業（第三号研修）業務委託仕様書」に示す内容の業務をしていただきます。

(4) 契約期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (4) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていること。
- (5) 徳島県内に活動拠点（本店、支店等）を有していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等

適当でないと認められる者でないこと。

(8) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと。

#### 4 提出書類

(1) 参加申込書（様式1）

①提出期間及び時間

令和8年2月26日（木）午後4時まで

②提出場所

「8 書類等提出先及び問合せ先」とします。

③提出方法

持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送による場合、書留郵便によることとし、令和8年2月26日（木）午後4時までに到着したものに限り受け付けます。

(2) 企画提案書（様式3）（A4版）5部（正本1部、副本4部）

※様式は任意とするが、提案書には以下の内容を含むこと。

【研修業務遂行の確実性】

- ・研修実施主体（研修実施委員会の構成・運営等）
- ・業務スケジュール（業務完了までの日程）
- ・研修実施内容（講義日数、演習回数など受講生への配慮等）
- ・研修実施会場・施設（受講生の利便性への配慮）
- ・同種の研修実施実績（委託契約書等研修実施実績を確認できる書面を添付すること）

【質の高い研修の実施見込】

- ・研修講師の体制及び履歴（講師経験）、講師確保の確実性等
- ・質の高い研修を実施するための具体的提案（多人数の受講生に対する配慮等）
- ・研修に必要な設備・備品の整備状況

【委託金額】

- ・委託金額の見積り

※法人・事業所の概要が分かる書面を添付すること（パンフレットの添付でも可）

①提出期限

令和8年3月12日（木）午後4時まで

②提出場所

「8 書類等提出先及び問合せ先」とします。

③提出方法

持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送による場合、書留郵便によることとし、令和8年3月12日（木）午後4時までに到着したものに限り受け付けます。

## 5 プロポーザルに係る質問及び回答

### （1）質問受付期限

令和8年2月20日（金）午後4時まで

### （2）質問方法

別紙「質問票」（様式2）により文書（ファクシミリ可）又は電子メールによることとします。

### （3）質問に対する回答

各事業者からの質問については、参加申込書の提出があった全事業者あて、令和8年2月24日（火）午後5時までに電子メールで回答します。

## 6 プロポーザルの審査

### （1）審査方法

本説明書及び仕様書に基づき提出された企画提案書等について、介護職員等によるたんの吸引等研修事業（第三号研修）業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、書類審査を行い、評価点方式による順位をもとに、審査委員の合議により最優秀提案者を決定します。

### （2）プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションは令和8年3月下旬（予定）に徳島県庁内で実施することとし、日時・詳細については企画提案書を提出した者に別途通知します。

### （3）評価基準

審査委員会の審査は、以下の評価基準により行います。

- ①研修業務遂行の確実性
- ②質の高い研修の実施見込み
- ③委託金額

### （4）審査結果

企画提案書を提出した全事業者あてに、書面により通知します。

なお、審査委員及び審査結果に関して、理由や点数等の照会・問合せには一切応じられません。

### （5）審査結果に対する異議申立ては一切受け付けません。

## 7 その他

### （1）必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。

- (2) 企画提案書等及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提案に要する経費は各事業者の負担とします。
- (4) 提出された全ての書類は、返却しないものとします。ただし、このプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (5) 提出された全ての書類は、徳島県情報公開条例に基づく情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となります。提出者に無断で公開することはありません。
- (6) 参加申込書、企画提案書等に虚偽の記載をした場合、失格とします。
- (7) 参加申込書、企画提案書等の受理後の差替え及び追加・削除は原則として認めません。
- (8) その他本説明書に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、個人情報保護法その他関係法令、徳島県会計規則その他徳島県が制定する関係条例等に従うものとします。

## 8 書類等提出先及び問合せ先

住 所：〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
担 当：徳島県保健福祉部障がい福祉課 事業者支援担当  
電 話：088-621-2242  
FAX：088-621-2241  
電子メール：[syougai.fukushika@pref.tokushima.lg.jp](mailto:syougai.fukushika@pref.tokushima.lg.jp)